

第167号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条第1項」を「次条」に改める。

第2条中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（以下この項において「条例」という。）第1条の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。